

お知らせ

明けましておめでとうございます。旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
今年も皆様のお役に立てるよう職員一同、より一層の努力をしてみたいと思いますので何卒よろしく
お願い申し上げます。

外国人を雇用する事業主の方へ

令和2年3月1日以降、外国人の雇い入れ、あるいは離職の手続きに際して「在留カード番号」が必要となります（届出書への記載が義務化されます）。

「在留カード番号」は在留カード右上に記載されている12桁（前後英字各2桁と数字8桁）の番号です。

手続きに際しては「国籍」「在留資格」「在留期間」に加え、「在留カード番号」をお知らせください。

※経過措置として、令和2年2月29日以前に雇用した外国人の離職に際しては「在留カード番号」がなくても手続き可能です。



業務内容について

吉田宏事務所では下記を主な業務として行っておりますが、下記内容はもちろん、それ以外も可能な限り対応させていただきますのでまずはお気軽にお問合せ下さい。

○社会保険・労働保険事務手続

○労務管理・法令遵守に関するご相談

○就業規則・各種協定の作成・改定

○各種助成金の書類作成・申請

○給与計算

※給与計算をアウトソーシングすると「労働保険料算定基礎賃金等の報告」「社会保険の算定・月変・賞与支払届」等の書類作成をはじめ、「年末調整に係る事務作業」なども大幅に削減することができます。

○年金に関するご相談

以上の内容および給与・賞与計算に関するお問合せやご相談は
吉田宏事務所（03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com）までご連絡ください。